

令和3年第3回農業委員会総会会議録

令和3年第3回船橋市農業委員会総会を3月8日午後2時30分船橋市役所分室会議室1に招集する。

出席委員

農業委員（14人）

小川 晃 菊池 眞夫 織戸 孝 神山 茂樹 湯浅 清春 石山 幸男 高橋 光一
土橋 博之 藤城 孝義 石井 俊郎 齋藤 教子 豊田 豊 金子 一雄 岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（2人）

木村 幸男 齊藤 義夫

議長	それでは、出席数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第3回農業委員会総会を開催いたします。 事務局、傍聴人はおりますか。ある場合は、傍聴人の入室を許可します。
局長	傍聴人はおりません。
議長	それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 (「はい」の声あり)
議長	それでは、指名いたします。 1番、小川晃委員と7番、高橋光一委員の両名にお願いします。 それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い審議に入ります。 局長。
局長	農地法第3条許可申請について、議案第1号の1、2を上程いたします。

- 議長
藤城審査班長
- 本議案につきまして、藤城審査班長の報告を求めます。
- それでは、今月4日、菊池眞夫委員、齊藤義夫推進委員と共に審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。
議案書2ページ、地図1から8ページをご覧ください。
- 1号議案の1につきましては、米ヶ崎町に在住の譲受人が、父より持分を贈与により取得し、農業経営の安定を図るものです。
経営面積は約181アール、農業従事者は3名で、世帯従事日数は900日、農機具も一式保有しております。
議案書2ページ、地図9から10ページをご覧ください。
- 1号議案の2につきましては、旭町に在住の譲受人が当該地を売買により取得し、農業経営の拡大を図るものです。
経営面積は約132アール、農業従事者は3名で、世帯従事日数は990日、農機具も一式保有しております。
- 以上、2議案につきましては農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可すべきものと思われ
ます。
- 議長
- 本議案につきまして、ご異議、ご質問等はございませんでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長
- 異議なしの声がございました。それでは採決いたします。
- 本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
全員一致であります。よって、許可とすることに決しました。
局長。
- 局長
- 農地法第3条許可申請について、議案第1号の3、4を上程いたします。
- 議長
石山審査班長
- 本議案につきまして、石山審査班長の報告を求めます。
- それでは、今月4日、豊田豊委員、木村幸男推進委員と共に審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。
議案書3ページ、地図11から12ページをご覧ください。
- 1号議案の3につきましては、金堀町に在住の譲受人が、当該地を売買により取得し、農業経営の拡大を図るものです。

経営面積は約727アール、農業従事者は4名で、世帯従事日数は1,190日、農機具も一式保有しております。

次に、議案書3ページ、地図13から14ページをご覧ください。

1号議案の4につきましては、鈴身町に在住の譲受人が当該地を売買により取得し、農業経営の拡大を図るものです。

経営面積は約324アール、農業従事者は3名で、世帯従事日数は380日、農機具も一式保有しております。

以上、2議案につきましては農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可すべきものと思われ
ます。

議長 ただいまの審査班長報告に対し、ご意義、ご質問はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしの声がございました。

それでは採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可とすることに決しました。

局長。

局長 農地法第5条許可申請について、議案第2号の1から3及び6を上程いたします。

議長 本議案につきまして、藤城審査班長の報告を求めます。

藤城審査班長 それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書4ページ、地図15から17ページをご覧ください。

2号議案の1につきましては、市内で管工業を営む譲受人が、現在使用している資材置場及び駐車場が手狭なため、当該地を取得し、
資材置場及び駐車場の用地として整備するものです。

現地は畑で、隣接地は畑及び道路となっており、周囲はブロック積みで施工、雨水は砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接
地等への被害発生のおそれはないものと思われま

また、隣接農地所有者への説明が行われております。

資力については残高証明書で確認済みです。また、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書4ページ及び5ページ、地図18から20ページをご覧ください。

2号議案の2、3及び6につきましては関連議案でありますので、一括して説明いたします。

2号議案の2、3、及び6につきましては、金属加工業を営む譲受人が、既存施設が手狭であり返却するため、本社に近接する当該地を取得し、資材置場及び駐車場用地、本事業に伴う道路用地として整備するものです。

現地は畑で、隣接地は雑種地、宅地、道路及び現況雑種地の畑で、周囲は単管パイプ、安全鋼板、H鋼コンクリ矢板で施工、雨水については碎石敷きによる自然浸透及び集水柵を設置することから、隣接地等への被害発生のおそれはないと思われま

す。

なお、当該地は盛土を行うため、廃棄物指導課の特定事業許可事前協議済書が添付されております。

資力については融資証明書で確認済みです。また、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地がガス管、水道管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に千葉県立船橋法典高校と船橋市立法田中学校の教育施設があることから、第3種農地と判断します。

以上、4議案については許可相当と思われま

議長

す。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

石井委員

石井委員。

議長

盛土は何センチぐらい盛るんですか。

藤城審査班長

審査班。

2メートルぐらいになると思います。現地は道路が高く、幾らかお椀型の地形で、2メートルぐらいになると思います。

石井委員

どうもありがとうございます。

議長

ほかにご異議、ご質問等はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。

それでは採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当することに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第2号の4、5を上程いたします。

議長

本議案につきまして、石山審査班長の報告を求めます。

石山審査班長

それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書4ページ、地図21から23ページをご覧ください。

2号議案の4につきましては、市内で自動車解体業を営む譲受人が、既存施設が手狭になり、従業員の駐車場が不足することから、本社に近接する農地の一部を借受け、駐車場用地として整備するものです。

現地は畑で、隣接地は畑、雑種地及び道路で、周囲はブロック積みで施工、雨水については、砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。また、隣接農地所有者は譲渡人であります。

資力については残高証明書で確認済みです。また、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

なお、申請地は農用地区域内農地でしたが、農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更に基づき、令和3年2月3日付で農用地指定の除外がなされております。

農地の区分については、現地が集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることか

ら、第2種農地と判断します。

議案書5ページ、地図24から26ページをご覧ください。

2号議案の5につきましては、市内で資源ごみ収集運搬業を営む譲受人が、事業所への進入路が狭く、大型車両の安全な通行が困難であるため、当該地を取得し、進入路として整備するものです。

現地は畑で、隣接は畑及び雑種地で、雨水については隣接農地との境にアスカーブ及びU字溝を設置することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

また、隣接農地所有者は譲渡人であります。

資力については残高証明書で確認済みです。また、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

なお、申請地は農用地区域内農地でしたが、農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更に基づき、令和3年2月3日付で農用地指定の除外がなされております。

農地の区分については、現地は集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、2議案につきましては許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

石井委員。

石井委員

質問ですが、アスカーブは高さはどのくらいであるんですか。100ミリ程度ですか。

木村推進委員

このくらいあります。

石井委員

10センチくらい？ ペットボトルの高さくらい？ありがとうございます。

議長

ほかにご質問、ご異議等はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

なければ、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第2号の7から13を上程いたします。

議長

本議案につきまして、藤城審査班長の報告を求めます。

藤城審査班長

それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書5ページ、地図27から29ページをご覧ください。

2号議案の7につきましては、自宅で保険業を営む譲受人が、住宅敷地が狭いため当該地を取得し、宅地の拡張をするものです。

現地は畑で、隣接地は畑、山林及び宅地となっており、周囲はブロック及びフェンスで施工、雨水については、碎石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないと思われま

す。また、隣接地農地所有者への説明が行われております。

資力については預金通帳で確認しています。また、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書5から8ページ、地図30から32ページをご覧ください。

2号議案の8から13につきましては関連議案であることから、一括説明いたします。

2号議案の8から13につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、建売分譲住宅56棟を建築するもので、56棟のうち36棟分が農地となっております。

現地は田及び畑で、隣接地は田、畑、山林、雑種地、用悪水路及び道路となっており、周囲はL型擁壁を施工、雨水は雨水貯留槽及び調整池を設置、汚水、雑排水は合併浄化槽を設置し雨水管へ接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないと思われま

なお、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

また、隣接農地所有者へは説明済みであり、都市計画法の手続については現在申請中であります。

資力については残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、7議案につきましては許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

石山委員。

石山委員

農地が36棟、その他20棟とありますけど、30ページの地図を見ているんですけど、どういうふうに分けて、見たらいいんでしょうか。農地として開発するのが36棟で、その他が20棟になっておりますね。32ページの全体像はわかるんですけど、31ページの点線と実線がありますけど、これで区別をしているのでしょうか。農地と農地でないものの内訳をご説明いただければと思います。

藤城審査班長

点線で囲まれている部分がありますね、それが山林と雑種地。

石山委員

雑種地ですね、畑や田んぼじゃないですよ。

藤城審査班長

ええ。あと、線で太く書かれているのが畑です。

石山審査

実線ですね、これが畑ですか。

藤城審査班長

はい。

石山委員

これを合わせて56棟と。

藤城審査班長

そうです。実線の範囲内のところが36棟で、破線のところが20棟という内訳です。

石山委員

わかりました。ありがとうございます。

議長

ほかにご質問、ご異議等はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第2号の14から16を上程いたします。

議長

本議案につきまして、石山審査班長の報告を求めます。

石山審査班長

それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書8ページ、地図33から35ページをご覧ください。

2号議案の14につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、建売分譲住宅6棟を建築するものです。

現地は畑で、隣接地は畑、宅地、雑種地及び道路となっており、周囲は型枠ブロック等を施工、雨水は雨水貯留槽を設置、汚水、雑排水は合併浄化槽を設置し二和川へ放流することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。なお、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

また、隣接農地所有者には説明済みであり、都市計画法の手続については現在申請中であります。

資力については残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、二和向台駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40%を超える区域に現地があるので、第2種農地と判断します。

議案書 8 ページ、地図は 36 から 38 ページをご覧ください。

2号議案の 15 につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が当該地を取得し、都市計画法第 34 条第 11 号により、特定建築条件付売買予定地 8 棟として転用するものです。

現地は畑で、隣接地は畑、用悪水路及び道路で、隣接地との境界はコンクリートブロックを施工、雨水は浸透貯留槽を設置、汚水、雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管へ接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は特定建築条件付売買予定地であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接農地所有者には説明済みであり、都市計画法の手続については現在、申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書及び融資見込証明書で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が水道管、ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね 500 メートル以内に、船橋市身体障害者福祉作業所「太陽」と二和病院の福祉施設と医療施設があることから、第 3 種農地と判断します。

議案書 9 ページ、地図 39 から 41 ページをご覧ください。

2号議案の 16 につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が当該地を取得し、都市計画法第 34 条第 11 号により、特定建築条件付売買予定地 9 棟として転用するものです。

現地は畑で、隣接地は雑種地、宅地及び道路で、隣接地との境界は重量ブロック土留及びフェンスを施工、雨水は浸透貯留槽を設置、汚水、雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管へ接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は特定建築条件付売買予定地であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接に農地はなく、都市計画法の手續については現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が水道管、ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に私立あすなろ保育園と千葉県立船橋二和高校の社会福祉施設と教育施設があることから、第3種農地と判断します。

以上、3議案につきましては許可相当と思われます。

議長 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

小川委員。

小川委員 2号議案の15ですが、私が隣接の土地を利用集積で借りているんですけど、地主には説明に行く必要はあるけど、借りている人には説明は必要ないでしょうか。

石山審査班長 地図の何ページですか。

小川委員 37ページです。

石山審査班長 37ページ。これですか、小川委員の所有地があるところですか。土地所有者には説明をしているけども、借りている人には説明の必要がないのかというご質問ですか。それはどちらもあったほうがいいですね。

小川委員 そうですね。だから、それを説明してもらいたいということ。

議長 事務局、説明が必要なものなのかどうかということがあればお願いします。

事務局。

事務局 転用者に求めているのが、農地所有者及び耕作者への説明ということになっていますので、本来、耕作者にも説明するものです。

小川委員 いや、説明はなかったけれど。

事務局 そうですか。

小川委員 　　それで、看板が立てられたんで、私はおかしいなと思って。

石山審査班長 　　耕作者って、どなたがされているんですか。

小川委員 　　うちの息子です。

石山審査班長 　　私は一応、耕作者への説明はあるのかとお聞きしたら、したという答えをもらっています。少なくとも私ども3人は、現地でそれを念を押して聞きました。面接のときにも聞いた。そうしたら、説明をしたとおっしゃっていました。

小川委員 　　売ってくれないかという話には来たけど、うちは売る気はないって断ったんです。それだけです。

議長 　　こちらを通して話を。2人でのお話しになっているので。

事務局 　　事務局から説明があります。

事務局 　　申請時に添付されています事業計画書においては、耕作者は地主さんになっております。

事務局 　　地主さんと転用事業者は説明とお話をしているようなので、その地主さんがほかに耕作者がいるんだよということを伝えなければ、転用者はその事実を知り得ません。

小川委員 　　今回の譲渡人が売却するので隣接地所有者や私のところにも一緒に売ってくれという話は聞きました。でも俺が売らないと言ったので、隣接地所有者も、ではこのまま作っててくれということになったんです。

事務局 　　そうですか。

議長 　　今、事務局の説明としては、買うとか買わないとかの話ではなくて、隣接地所有者が実はここを作っているのはほかの耕作者なんだよと事業者に言わなかったために……。

小川委員 　　それは言っています。貸してある土地ですということ。

議長 　　ということは言っているということなんですね。

小川委員 　　はい。

事務局 　　分かりました。

議長 　　石山委員。

石山審査班長

この件については、今おっしゃったように、どなたが土地の所有者で、どなたが借りているかという認識を、私ども3人で面接をした人がどれだけ理解しているかということについては不明です。相手の理解ですから。しかし、私どもが聞いたのは、ここに書かれている人は土地所有者の名前ですから、こちらのほうに説明はされたんですかとお聞きしたところ、しておりますという回答がありました。誰が土地所有者で、誰が耕作者かということについては、恐らく代理人の方と譲渡人の社員は、私の想像ですけど、理解していないのではないかと思います。

私どもも土地所有者が了解したんだなと考えて、それならきちんとやってくださいということを念を押したただけだと思っています。事務局。

議長

事務局

本来、土地の所有者以外にも、耕作者にも説明しなければならないので、今回はほかに耕作者がいることが分かりましたので、直ちに事業者には事実を伝えまして、説明をするように指導いたします。

議長

よろしいですか。

小川委員

はい、わかりました。

議長

それを踏まえまして、またほかにご異議、ご質問等はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

よろしいですか。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法に基づく許可を要しない土地の証明願について、議案第3号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

3号議案につきましては、農地法に基づく許可を要しない土地の証明願でございます。

議案書10ページ、地図42から43ページをご覧ください。

3号議案の1につきましては、二和西4丁目の畑、面積は59平方メートルであります。
当該地は平成29年に相続し、平成5年より農業用倉庫及び車庫として利用されており、現在に至っております。
20年以上宅地であった旨の証明としては、平成8年3月6日撮影の航空写真が添付されております。
議案書10ページ、地図44から45ページをご覧ください。

3号議案の2につきましては、三咲9丁目の畑、5筆、面積は計754平方メートルであります。
当該地は平成14年に相続し、相続以前より作業用倉庫として使用されており、現在に至っております。
20年以上宅地であった旨の証明としては、平成11年1月2日撮影の航空写真が添付されております。
以上、2議案につきましては農地法の許可を要しない土地と思われま。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農地法の許可を要しない土地と判断することの挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可を要しないと決しました。

局長。

局長 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案第4号を上程いたします。

議長 本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局 議案第4号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてでございます。

議案書は11ページでございます。

本件につきましては、旭町に在住の申請人の夫が令和2年6月に死亡したことにより、耕作地18筆、計7,149.9平方メートルのうち、旭町及び高根町の畑及び田、7筆、計5,473.91平方メートルについて、相続税の納税猶予を受ける適格者として、証明

願の申請がありました。

事務局が調査したところ、現地が農地として利用されており、申請人から今後も引き続き農業経営を行うことを確認しました。

したがいまして、申請人は相続税の納税猶予を受ける適格者であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、相続税の納税猶予の適格者と認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、適格者と認定することに決しました。

局長。

局長

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、議案第5号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第5号は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてでございます。

議案書は12ページです。

本件につきましては、旭町に在住の農業従事者が、生産緑地法第10条の規定による「農業に従事することを不可能にさせる故障」が生じたことにより、耕作地8筆、計12,195.63平方メートルのうち、生産緑地の指定を受けている3筆、計4,400平方メートルのうち、旭町の畑、2筆、計2,469平方メートルについて市長に買取り申出を行うため、証明願が提出されました。

事務局による事情聴取、従事日数等の確認及び現地調査を行った結果、買取り申出事由の生じた者が生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者であると思われます。

以上です。

- 議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。
- 石山委員 石山委員。
- 石山委員 前にも同じ質問をして恐縮ですけど、どの程度の身体故障なのかお聞きできればと思うんですけど。個人のことで、細かくは要らないです。
- 議長 事務局。
- 事務局 身体的なけがといたしますか、腰椎です。年齢のこともあって、体が湾曲してしまっ、農作業をするのが不可能ということで、医師から診断が下ったものになります。
- 石山委員 かなり高齢だということですね。
- 事務局 それほど高齢というわけではないんですけども……。
- 石山委員 結構です。
- 議長 ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。
- 議長 （「異議なし」の声あり）
- 議長 異議なしの声がございました。
- 議長 それでは、採決いたします。
- 議長 本議案につきまして、農業の主たる従事者として認定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議長 全員一致であります。よって、認定することに決しました。
- 局長 局長。
- 局長 令和2年度第11次農用地利用集積計画について、議案第6号を上程いたします。
- 議長 本議案につきまして、事務局から説明を願います。
- 事務局 議案第6号につきましては、令和2年度第11次農用地利用集積計画についてでございます。
- 事務局 議案書は13ページです。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。このことにより、市長から農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

当該地は大神保町の畑、1筆、3,510平方メートルに、賃借権6年以上を継続して設定するものです。

事務局において、借手の経営状況等を確認調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われまます。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和2年度第11次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、承認することに決しました。

続いて、事務局より報告がございます。

事務局 それでは、報告させていただきます。

報告事項（1）農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、議案書14ページから18ページに記載のとおり、1月中に17件の届出を受理いたしました。

続きまして、報告事項（2）農地法第5条届出に係る受理通知書の交付について、議案書19ページから26ページに記載のとおり、1月中に30件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項（1）から（2）の届出について、農業委員会事務局規程第7条第1項第1号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

報告事項（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約について、議案書２７ページに記載のとおり、１件の通知がありました。続きまして、報告事項（４）転用許可に伴う工事完了報告について、議案書２７ページから２８ページに記載のとおり、５件の報告書の提出がありました。

事務局で現地調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛に送付いたします。

続きまして、報告事項（５）農地転用許可後の工事進捗状況報告について、議案書２９ページから３０ページに記載のとおり、６件の報告書の提出がありました。

事務局で現地調査し、工事の進捗状況を確認いたしましたので、千葉県知事宛に送付いたします。

以上でございます。

議長

以上で、本日予定されました議案審議は終了いたしました。 （３時２２分）

次に、事務連絡がございます。

事務局

_____ 事務連絡 _____

議長

次に、農政小委員長より連絡事項がございます。

農政小委員長

_____ 事務連絡 _____

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後３時２４分第３回農業委員会総会の閉会を宣言した。